

よくあるご質問

交付申請の期限が **2023 年 3 月末まで**
延長されました！

契約、交付申請の予約の期限も合わせて当初より5か月間延長されています。
詳しくは事務局ホームページをご確認ください。

Q 対象となる期間は？

A リフォームの申請においては、以下の期間が対象となります。

工事請負契約	2021 年 11 月 26 日以降の締結
着工	契約する事業者が こどもみらい住宅事業者として登録以降
交付申請の予約	工事着工後～工事完了まで
交付申請	工事完了後に申請が可能



ポイント！

着工後、必要書類を提出することで
交付申請の予約が可能です。
一定期間交付予定額を確保できます。

交付申請は遅くとも 2023 年 3 月 31 日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも 2023 年 2 月 28 日までです。

Q 補助金は最大でどれくらいもらえますか？

A 原則、1 戸あたり 30 万円が上限となります。ただし、以下要件に該当する場合は上限額が引き上げられます。

要件	子育て世帯※ ¹ または若者夫婦世帯※ ²	その他の世帯
	自ら居住する 既存住宅の購入※ ³ を伴う リフォームの場合	自ら居住する住宅の リフォームである場合
	自ら居住する 安心R住宅の購入※ ³ を伴う リフォームの場合	
引き上げられる 上限額	最大 60 万円	最大 45 万円

※¹ 子育て世帯とは、申請時点において、2003 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯

※² 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが 1981 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯

※³ リフォーム工事の工事請負契約の締結が、不動産売買契約の締結から 3 ヶ月以内である

Q 他の補助制度との併用は可能ですか？

A 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする
国の他の補助制度との併用はできません。

併用できる制度（例）

- ・住宅ローン減税等の税制優遇
- ・被災者生活再建支援制度

Q 賃貸住宅のリフォームは対象となりますか？

A 賃貸住宅のリフォームも対象となります。こどもみらい住宅事業者と工事請負契約の締結および
共同事業実施規約の締結が必要です。

Q いくつかのリフォームを、複数の事業者で実施（分離発注）する場合、申請はできますか？

A 工事を発注した事業者のうちの一社が、代表事業者として他の事業者の工事を取りまとめることに
協力を得られる場合のみ申請できます。

※代表事業者が「こどもみらい住宅事業者」に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行う必要があります。



詳しくはこちら

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル ▶ **0570-033-522**

IP 電話等からのお問い合わせ先 **042-204-0994**

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日含む）
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページを
ご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】

検索

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

